

## 20世紀初頭イギリスにおける優生思想の展開と親役割：優生教育協会の活動に着目して

草野，舞

九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門教育社会計画学講座：助教

<https://doi.org/10.15017/4475422>

---

出版情報：大学院教育学研究紀要. 23, pp.19-33, 2021-03-22. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 20世紀初頭イギリスにおける優生思想の展開と親役割

— 優生教育協会の活動に着目して —

草 野 舞

### はじめに

本論文は、20世紀初頭のイギリスにおいて優生学の普及が目指される際に、子どもを「よく産み」「よく育てる」といった親役割の論理が創出されていく過程を解明するものである。

ポーア戦争の苦戦を契機とし、20世紀初頭のイギリスでは出生率の低下や子どもの身体的衰弱をはじめとした国民の「質」の低下という問題が巻き起こっていた。国民の「質」の低下が問題となっていく中で、国家が着目したのは将来の「帝国の市民」となる子どもであったことは周知の通りである<sup>(1)</sup>。このような「国家の子ども」として子どもをみる動きに伴い、子どもを測定し子ども期に関する体系的知識を構築しようとする「子ども期の科学化」が当時のイギリスではみられた<sup>(2)</sup>。カニンガムによれば、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、子どもの「科学的」な階級をつくることの必要性が認識され始める。それは当初身体的・精神的な障害を持つ子どもたちを見分けるためだとされていた。しかし、知能テストをはじめとした「見分ける」手段の発展は、しだいに「子ども期は科学的に示すことができる」という認識の高まりへとつながっていく。カニンガムの研究ではこのような「科学化」の展開が述べられ、20世紀初頭のイギリスにおける子どもの「観察」とそれに基づく「子ども期の科学化」が指摘されている<sup>(3)</sup>。

本論文が対象とする優生学は、この「科学化」の流れと同時期にイギリスで展開された「科学」のひとつである。周知の通り、優生学は人種の改良を目指す「科学」として、フランシス・ゴルトンによって1883年に提唱されたものである。イギリスでは1907年に優生教育協会 (Eugenics Education Society) が設立され、啓蒙運動や政治活動を活発に行っていたとされている。

優生学の展開に関して、これまではドイツやアメリカでとられた強制的な断種など「不適者」の根絶を目指す消極的優生学 (negative eugenics) がもつ「排除」の側面に焦点が当てられてきた。イギリスでは積極的優生学 (positive eugenics) による「適者」の保護と繁殖を目指していたとの見方がなされてきた<sup>(4)</sup>。イギリスにおける優生学の展開については、第一次世界大戦前後にみられた断種法の提案や精神薄弱をめぐる動きに主な焦点があてられてきた。トムソンは、戦間期のイギリス優生学の中核として精神薄弱問題が関心を集めていくプロセスや、植民地での優生学の展開の分析を行っている<sup>(5)</sup>。さらに、上述した優生教育協会についてはマズムダールが詳細な分析を行っており、協会とその他の民間団体との関係性や、医学者、統計学者といった多領域の知の介入によって

優生学が展開していく様相が明らかとなっている<sup>(6)</sup>。しかし、藤川らが示唆したように、優生学の展開の中で「よい産み方」「よい育て方」を希求していく積極的優生学の解明が近年求められている<sup>(7)</sup>。イギリス優生学の展開は見過ごされてきたが、「よく産み」「よく育てる」ための取り組みを「新優生学」であるとするならば、身体や精神を保護するといったような積極的優生学をとったイギリスであるからこそ、優生学と子育てとの関連性はより複雑であり分析に値する。

そこで本論文では、イギリスにおいて優生学が展開され始める際の優生教育協会の戦略、なかでも産み方・育て方について協会が大衆を納得させようとする際のロジックに着目する。まず、協会が優生学的な「知識を広めること」やそれに関する「指導」、そして「親の責任感の確立」を目的に掲げていたことを明らかにする。次に、協会の機関誌『優生評論 (the Eugenics Review)』に掲載された記事から、大衆へ優生学的知識を普及させる際に、協会が「結婚」や「親」のあり方を論じるという戦略をとっていたことを指摘する。そして最後に、「親の責任感の確立」を目指すために協会が『優生評論』創刊号に掲載した論説の分析を行う。

断種等にみられる「誰を生かすべきか・誰を殺すべきか」を決定するような機能をもった優生学の展開についてはこれまで多くの分析がなされてきた。しかし、「適者」の保護や繁殖をめざすイギリス優生学の展開を分析することで、「どのように産むか」「どのように生かすか」といったことを規定するという、優生学がもつもうひとつの機能とともに、そこでの国家・「科学」・親子の関係性が浮かび上がってくるのだ。20世紀初頭のイギリス優生学の展開の分析を通して、優生学普及の際の戦略によって産み方・育て方をめぐる親役割が創出されていく様相を解明することが本論文の最終的な目的である。

## 1. 優生教育協会 (Eugenics Education Society)

20世紀初頭のイギリスでは学校給食法 (1906)、学校身体検査法 (1907)、そして児童法 (1908) といったような、子どもを対象としその保護を目的とした政策が次々と打ち出された。こうした子どもの保護への関心は先述した「国家の子ども」という認識や「子ども期の科学化」に基づくものであったことはよく知られている<sup>(8)</sup>が、同時期に設立された優生教育協会の目的が関わっていたといえよう。ここでは、優生教育協会の設立とその目的について、先行研究や協会の史料をもとに整理する。

### 1-1. 優生教育協会の設立

1907年11月、イギリスでは優生教育協会 (Eugenics Education Society) が設立された。それまでの倫理教育同盟 (Moral Education League) から分岐したものとして協会は設立され、ロンドン大学の社会科学担当の講師J.W. スローターが暫定的な会長となった<sup>(9)</sup>。協会はこの後社会的な影響力を獲得し、1913年の精神病法の成立にも重要な役割を果たしたとされている<sup>(10)</sup>。

協会設立時のメンバーに関しては、先行研究によって以下のような整理がなされている。マッケ

ンジーによれば、1914年の理事41名の内訳は大学教員11名、医師9名、法律家4名、政治家2名、大学に所属しない科学者2名、作家2名、学校長1名、聖職者1名、その他8名、不明1名であったとのことである<sup>(11)</sup>。そして、当時の社会改良運動と協会の関係性については、マズムダールが以下のように指摘している。

優生教育協会は、医師・教師・ソーシャルワーカー・もしくは社会問題に関心のある女性たちといった社会活動家らの団体のネットワークの中のひとつにすぎない。彼らの多くは2つ以上の団体で活動を行っていた。優生教育協会 (Eugenics Education Society)・倫理教育同盟 (Moral Education League)・慈善組織協会 (Charity Organization Society)・イギリス精神薄弱保護協会 (National Association for the Care and Protection of the Feeble Minded)・飲酒研究協会 (Society for the Study of Inebriety) といった団体は、メンバーやその関心、計画等を共有していたのである。<sup>(12)</sup>

マズムダールが指摘した団体は、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、貧困層の不道徳・不節制の改善という目的のもと設立された団体である。優生教育協会は、当時のイギリスにおいてなされていたいわゆる社会改良運動としての側面も担っており、大学の研究者や医師といった当時の「専門家」集団を中心メンバーとして活動を開始した。

## 1-2. 協会の目的

協会の目的について、1908年の年次報告書には以下のように記載されている。

1. 優生学の国家的重要性を永続的に示し、優生学的理想のもと、大衆の考えを変え、親の責任感を確立させること。
2. 人種の効果的な改良に関する遺伝法則の知識を広めること。
3. 家庭や学校、その他の場所で優生学に関するさらなる指導を行うこと。<sup>(13)</sup>

協会は、国民に対する優生学的知識の普及を目的としていた。ここで着目すべきは、「親の責任感の確立」が協会の第一の目的にあったということである。これまでの先行研究では、この点についてほとんど言及されていない。しかし協会は優生学の普及において、親を重要なアクターとして設立時から捉えていたのである。

さらに、優生学に関する「知識を広めること」やその「指導」を通して優生学の普及を目指したことは、イギリスにおける優生学の展開において「適者」を増やすための「教育」や「保護」の可能性に目が向けられていたことを示す。これは「不適者」を選び出しその排除を行うといったドイツやアメリカの断種政策とは異なる部分であるといえる。

## 2. 機関誌『優生評論 (the Eugenics Review)』の創刊

ここまで述べてきたことから、イギリス優生学が「優生学的知識の普及」や「指導」を目指していたという特質が明らかとなった。では、そうした目的はどのようにして目指されていたのだろうか。ここでは協会の主な活動であった『優生評論』に焦点を当て、大衆への「優生学的知識の普及」に加え「優生学の国家的重要性」を協会が主張していく様相を解明する。

### 2-1. 『優生評論』の構成

1909年4月に協会は機関誌『優生評論』を創刊した。なお、創刊号の目次は以下の通りである<sup>(14)</sup>。

1. 序文 (Foreword)
2. 社説 (Editorial and Other Notes)
3. 優生学の領域 (the Eugenic Field)
4. 優生学のいくつかの道徳的側面 (Some Moral Aspects of Eugenics)
5. 親の心理学 (Psychology of Parenthood)
6. 救貧法委員会報告 (Poor-Law Commission Report)
7. 優生教育協会：その起源と活動 (Eugenics Education Society : Its Origin and Work)
8. 図書紹介 (Recent Books)

『優生評論』には、「優生学」とはいかなるものかといったことや、当時の救貧政策との関係についての主張がなされていたようだ。それに加え、初期の頃から「結婚」や「親」に関する記事がみられる<sup>(15)</sup>。これは『優生評論』創刊号の以下の記述からもわかる。

花婿と花嫁は、運命によって結婚することになっている。その運命は、それぞれの性の優れた人間を結びつけ、劣った者と距離をとるために、国家によって操作される (manipulated) 必要がある。優れた人間の結婚による子孫は、「国家の子ども」としてみなされる。国家は彼らの養育親であり、あらゆる目的のために実の親に取って代わることにもなる。劣った者同士の結婚による子孫は捨てられ、その子孫についてはそれ以後認識されることも無い。したがって、個々の親の立場および個々の家族生活は、完全に消し去られる必要があり、そのことを哀れむ余地もそれに対する救済もない。<sup>(16)</sup>

協会は「優れた人間の結婚による子孫」が「国家の子ども」としてみなされるとし、国家はその養育親となるとした。それだけではなく、子どもを産む前の段階、結婚のあり方についても介入する必要性を訴えていたことがわかる。20世紀初頭にイギリスが迎えた国民の「質」の低下という危機は、将来の帝国市民となる子どもの産み方・育て方について優生学が介入する絶好の機会であり、

「人種の改良」や「人類の進歩」といった協会の目的は「結婚」や「親」と結びつけて論じられた。「結婚」や「親」のあり方は国民の「質」そして国家の将来を左右するということが、優生学という「科学」によって規定され始めていくのである。

## 2-2. 『優生評論』の目的

協会は1909年に機関誌『優生評論』を創刊した。同誌の目的は以下の通りである。

この機関誌の目的には、事業的なものと一般的なものの両方がある。まず、協会のこれまでの処置やこれからの計画について、とくに議事録やそこでの議論について協会会員に熟知させるというのが事業としての目的である。そして一般的な目的としては、できる限り厳密な科学に基づいて優生運動や優生思想を示すことである。<sup>(17)</sup>

協会の運動や思想は「厳密な科学」に基づいていることが望ましいとされていた。ここでの「厳密な科学」として、機関誌にあげられていたものには以下のようなものがある。

この機関誌が扱う範囲は非常に広く多様である。同誌は以下のような要素からなる。

- (1) 生物学。これは遺伝や淘汰に関するものに限る。
- (2) 人類学。人種や奇妙な結婚制度についての問題に対し光をあてる。
- (3) 政治学。市民としての価値を考える際、また親に関する限りで扱う。
- (4) 倫理学。社会の質の改善を導く手本とする。
- (5) 宗教。優生学の義務という感覚を強く神聖なものとするために扱う。<sup>(18)</sup>

このように、『優生評論』が扱う「厳密な科学」は多岐にわたっていた。同誌では、人々の「質」の問題について、多くの学問領域によって論じられていたといえる。多様な学問の寄せ集めで優生学を語ろうとしていたことから、明確な学問体系をもたない「優生学」なるものを「厳密な科学」として成り立たせようとしていたことがわかる。

また、同誌の特徴については以下のような説明がなされていた。

『優生評論』は他のレビューと同じものではない。同誌は、人種の改良という最も高貴なものに対する明確な目的とプランを持っている。同誌は、イギリスの大衆の雑多な嗜好に適するように作られただけの論文のコレクションではない。また一方で、会員にだけわかるような、科学についての退屈な解説というわけでもない。しかし、同誌の普遍性や明確な記述は、同誌がそうした(科学についての)出版物のような質をもつことを可能にしている。同誌は特定の政党に忠実であるわけではないが、それでも、人類の進歩ということに関してはそれぞれの主義主張に当てはまるのである。<sup>(19)</sup>



協会自体の目的と同様に、優生運動や優生思想に関して大衆に理解を深めてもらうことを機関誌は目指していた。同誌は1909年から1968年まで、3ヶ月に1度のペースで年4冊出版されたが、当初は「成人の男女」や「教養のある人々」を対象としていた<sup>(20)</sup>。しかし、大衆にもかなりの読者がいたほか、アメリカやヨーロッパ、インド、日本の学術研究機関の図書館でも定期購読されるようになったとされている<sup>(21)</sup>。

「優生学」なるものを「厳密な科学」として成り立たせようとする際、協会が目をつけたのは当時のイギリスが迎えていたとされる国家的危機であった。イギリス国民の「改良」のためには、「適者」の繁殖を目指す「優生学的知識の普及」が不可欠であることを主張することで、優生学が「科学」としての位置を確立し始めていったことがわかる。

### 3. 優生学が創出した「子ども」に対する親役割

ここでは、「優生学的知識の普及」と「親の責任感の確立」を協会がどのようにして達成しようとしていたのか、『優生評論』創刊号の論説「親の心理学」を手がかりに、「親の責任感の確立」や大衆への知識普及のために、協会が最初に用意した論がいかなるものであったのかを明らかにしていく。

#### 3-1. 論説「親の心理学」

『優生評論』創刊号では、ゴルトンによる序文や優生学そのものに関する説明、また当時の救貧法委員会との関連が述べられている。しかし、創刊号の時点で「親の心理学」という親に焦点を当てた論説が掲載されているところを見ると、設立当初から、協会は「優生学的知識の普及」と「親の責任感の確立」を目指していたことがわかる。

同論説はサリービーというイギリス人医師によって書かれたものである<sup>(22)</sup>。サリービー医師と協会との関係性について、これまでの研究では以下のように指摘されている。

当初、優生教育協会は彼のおかげで成り立っていたといえるだろう。会議の記録からは、協会の目的を示すリーフレットの草案、重要な小委員会の扱い方、戦略の提案など、協会の初期の活動の中核に彼が存在していたことがわかる。この種の宣伝活動において、サリービーは天賦の才能を持っていた。<sup>(23)</sup>

さらに、協会の年次報告書(1908)をみると、1908年2月14日に開かれた初めての総会(General Meeting)に出席し意見を述べていたことがわかる<sup>(24)</sup>。その他、2月から6月にかけて開かれた例会では「ロンドンの飲酒の悪評(the Scandal of London's Inebriates)」という題目の講演を行っていたようだ<sup>(25)</sup>。

また、『優生評論』創刊号の社説によると、サリービーは1908年3月に開催された社会学会で「優生学への障害物」という講演を行っていたことがわかる。この講演で彼は、優生学に対する「障害

物」を以下のように述べたとされている。

優生学の普及における主要な「障害」のひとつは無知である。衰退に関する講義を行ったバルフォア氏でさえ、社会または国家の淘汰の原則を無視していた。(中略) また、教育そのものの本質についての無知もある。正確に言えば、我々ができることは、遺伝が与えるものについての教育を行うことのみであるということ、つまり我々ができることは遺伝の質を発展させるためのよい環境を与えることである、というのが真実である。別の「障害」は生存および欠如の条件についての無知である。<sup>(26)</sup>

社説に掲載されたサリービーの講演内容を見ると、優生学に関する大衆への啓蒙を目指していたことが読み取れる。医師であるサリービーは優生教育協会の設立や初期の活動に深く関わっていた人物であったことがわかる。

### 3-2. 「人間の本能」に先立つ「親の本能」

サリービーの親役割に対する見解は、論説「親の心理学」にもあらわれていた。同論説の目的については「人間の本能」「親の本能」といった「本能 (instinct)」について言及することであるとされている<sup>(27)</sup>。ここでの「本能」については以下のような説明がなされている。

たとえば、「政治的な本能を獲得する」という表現は不適切であり、それは最も誤った使用の仕方である。本能は「獲得できない」ものであり、鼻や背骨のように元々備わっているものである。本能は発展させられることもあれば抑制させられることもある。<sup>(28)</sup>

引き続き、道路を渡る際にクラクションを聞くと走り出してしまう例、機械式のおもちゃに子どもが近寄って中を見ようとする例から、「人間性というものは、多かれ少なかれ関係付けられた本能のコレクションなのである」との主張がなされている<sup>(29)</sup>。

人間はもともと理性的な動物でないということが真実であるならば、我々はもともと本能をもつということを認めなければならない。なぜなら、良い悪いにかかわらず本能が人間の本質をつくろうとするからである。<sup>(30)</sup>

以下では人間が「本能」をもつものとして語られ始める。しかしその後「人間の本能」は「親の本能」へと置き換えられ、「親の本能」についての論が展開されていくのである。それは、以下の記述からも読み取ることができる。

大人の場合、男性における親の本能は女性ほど強力ではないので、我々は性の違いを認識する。



心理学者は、男性は女性とくに母親からの遺伝によって、父親の本能を取得すると述べる。父母どちらか一方に特有な性格が伝達されうるということを我々は知っており、その事例もいくつかある。しかし、それはまた以下のことを公正に主張できる。それは、父親の本能が発展した社会・父の愛情とケアが母親を助けるとされる社会は、より優れた生存者をもつため、社会の生存競争において勝利をおさめるということである。したがって、父親の本能は時間とともにますます強くなる。<sup>(31)</sup>

「我々はもともと本能を持つ」という前提のもと、その本能は男女の性を見分ける際の尺度にもなるという論を進めていく。そこで見分ける際の鍵となるものとして、「親の本能」があるとされた。「親の本能」の強度の違いによって男女を見分けることができるとされていたのだ。人間がもともと本能を持つという前提から男女の本能の違いが論じられ、それは父親と母親の本能に関する論へと置き換えられていく。以上のような論の進め方が、「親の本能」に関する論への展開を容易にしているのである。

### 3-3. 「親の本能」増大のための教育可能性

以上のようにして、引き続き語られるのは「親の本能」についての論となる。しかし、その論は様々な解釈が可能なものであった。本節では「親の本能」論における主張の曖昧さを指摘し、その多義性を明らかにする。

まず指摘しておきたいのは、人間や社会に先立つものとして「親の本能」を規定しているという点である。以下の部分では「親の本能」の本源性が述べられている。

親の本能が妨げられた場合、一般的に喧嘩好きとされていない女性でさえも怒りの感情を見せるということを我々は知っている。はっきりした怒りや正義への情熱（奴隷制度や児童虐待に対する激情など）といったものは、妨げられた親の本能の働きに起因する。子どもや動物に対して愛情を抱く時は、親の本能が作動している。これは人間、そして社会全体のすべてを作るものであり、あらゆる道徳の基礎となる。そのため、親の本能についての研究は想像する限り重要で深刻なものである。<sup>(32)</sup>

以上の論からは、愛情は人間ではなく「親」の本能によるものであるとする協会の見方を読み取ることができる。また、「親の本能」が「人間、そして社会全体のすべてを作るもの」であるとの記述から、「親の本能」は人間や社会に先立ってもともと存在しているものと協会が規定しようとしていたことが分かる。

しかし、このような主張と矛盾するような記述もみられる。それは、親の本能が「教育可能」であるという以下の指摘である。

教育不可能であり制限のある下等動物とは異なり、我々は教育可能なのである。しかし、下等動物は完璧な本能を持つという点で人間よりも優れていると言える。人間の本能は完璧でもなく、研ぎ澄まされてもいない。そのため、たとえば、猫は教育の必要がないが、女性は教育される必要がある。(中略) 乳児死亡率が高い原因は、教育の不足による。女性が猫より劣っているというわけではなく、彼女には母親としての教育が必要なのである。<sup>(33)</sup>

この部分では、まず、人間は「教育可能」という点で下等動物よりも優れているが、人間の「本能」は下等生物よりも「完璧でもなく、研ぎ澄まされてもいない」ということが指摘されている。次に、人間や社会に先立つものとして始まった親の本能のあり方が、ここでは「教育可能」なものであるということが指摘される。ここから「本能」の位置付けの不明瞭さを読み取ることができる。人間は教育可能であるという解釈は可能だが、それは「人間、そして社会全体のすべてを作るものであり、あらゆる道徳の基礎となる」はずの「親の本能」にも当てはまる論であるのだろうか。「人間」を作るとされる、つまり人間に先立つとされる「親の本能」は「教育」によって高めることが可能なのだろうか。そうした曖昧さについては明記されることなく論は進められている。

しかし同時に、もともと備わっている「人間の本能は完璧でもなく、研ぎ澄まされてもいない」ものだと論じることで、「母親としての教育」が必要であるという主張がより説得性をもって機能するという事態も生じているといえる。つまり、一見矛盾するような主張も、国民への「親としての教育」の必要性の主張として役割を果たそうとしているのである。

続いて述べられているのは、親の本能と優生学との関係性である。もともと備わっているとされた親の本能と優生学はいかにして結び付けられようとしていたのだろうか。それは以下の記述から読み取ることができる。

この非常に貴重な所有物、つまり親の本能と愛情は遺伝するものである。自身の経験によって、我々は厳しさや優しさが家族を通して伝えられること、またそれらが伝達可能であるということを知っている。(中略) 我々は、平均以上の親の本能を子孫に伝達するべきである。人間の本質を良い要素にするためにも、親の本能は極限にまで増大させる必要がある。<sup>(34)</sup>

ここでは「厳密な科学」というよりも経験によって「親の本能」の遺伝が根拠づけられている。「本能」は可視化することも測定することも不可能なものであるため、その弱点を埋めるために持ち出されたのが「経験」であった。遺伝するということを経験によって証明しようとする際、親子関係は格好の証拠として捉えられていたようだ。そのような方法で「親の本能は遺伝する」ということを納得させ、「だからこそよりよい本能を子孫に伝達すべきだ」と主張を展開させていることを上の記述から読み取ることができる。

さらに、この部分では、「平均以上の親の本能を子孫に伝達するべき」であり、「親の本能は極限にまで増大させる必要がある」との主張がなされている。だからこそ、「優れた人間の結婚」そして

「よく産む」ことや、親の本能を増大させるための教育を協会は目標に掲げたのであった。「親の本能と愛情は遺伝する」ため、子孫、そしてイギリス国家の将来のためには親の本能の増大と伝達のための絶え間ない教育が必要とされたのである。

#### 3-4. 優生学の対象・担い手としての親

論説「親の心理学」では、人間が持つとされるということで始められた本能についての論が、いつの間にか「親としての本能」であるということで展開されていく。「本能」についての論理展開には多くの矛盾が見られるが、それを克服するために優生学者が着目したのが親とその「本能」を受け継ぐとされる子どもであった。

『優生評論』創刊号に論説「親の心理学」をよせたサリービーは、自身の著書においても以下のよう述べている。

次世代の若者は、親であることの最高の尊厳を教えられなければならない。将来何になるべきか問う少年には、熱望すべき最も高貴な職業と特権は責任ある父親であるということ教えなければならない。少女はそこまでこうした疑問をもたないかもしれないが、その答えは彼女自身の母親の本質—それは女性の本能としてものものである—によって伝えられ、ほとんど認識されずまた利用されなくても十分に証明される。しかし、少女には母親への畏敬の念も同様に教えられなければならない。<sup>(35)</sup>

ここから、サリービーは少年や少女といった「次世代の若者」に対しても、その先の「親」となることを見据えた教育が必要であると考えていたことがわかる。

また、同書には優生教育協会に対するサリービーの意見も述べられていた。

優生教育協会は、人間の力の中で最も高く責任のあるものとして親の理想 (the ideal of parenthood) を守るため、また人種の本能は非常に尊いものだと示すために存在している。(中略) 協会は人種の機能に関する親の責任と神聖さについて若者へ教育を実施することを提唱する。<sup>(36)</sup>

協会の活動と、サリービーの優生学に関する見解は一致していたことがわかる。優生学的知識の普及と人種の改善のための重要なアクターとして親をとらえていたのである。

「優生学的知識の普及」と「親の責任感の確立」を達成させるため、『優生評論』創刊号において協会が着目したのは親子関係であった。親子関係を蝶番にすることで、優生学という「科学」は国民に対する説得性を高めていくのである。

## おわりに

20世紀初頭に国民の「質の低下」が関心を集め始めたイギリスでは、将来の帝国民となる子どもを「よく産み」「よく育てる」ことが国家的課題となり、その方法が模索され始めた。このような状況のなか1907年に設立された優生教育協会は、国民に対する優生学的知識の普及を目的とした活動を開始した。

子どもは「よく産むもの」「よく育てるもの」であるということ、またその営みにおいて親が重要な存在であるということは自明視されている。しかし、本論文によって、この自明化には国家や科学の思惑が複雑に絡み合っていたことが明らかとなった。20世紀初頭のイギリスにおいて、優生学という「科学」の領域では、結婚や遺伝を例とした親のあり方が子どもの将来を左右するとされた。すでにみたように、子どもに対する親役割を「優生学的知識」によって根拠付けようとする際に用いられたのは、「本能」や「経験」といった不可視的で測定することのできないものであった。しかし当時のイギリスが直面していた「国家の子ども」を産み育てるという課題と重ね合わせられることで、「よい産み方、よい育て方を理解し、実行しなければならない」といったような、子ども、ひいては国家の将来に対する親役割が規定され始めていくこととなった。優生教育協会の活動は、すでに指摘されているような優生学の勢力拡大を狙ったものでもあり、子どもの育ちを左右するのは親であるということを経験学という「科学」の領域で規定していくものでもあったのである。

親の「本能」という超越したものを「科学」として論じることは、当時の国家的危機を脱するためのキーマンとして親子関係を据えるとともに、親は子どもを「よく産み」「よく育てる」ということを「本能」としてもっているということの規定することにもなった。保護や教育を通じて「産む」ことや「生きる」ことをコントロールしようとしたイギリス優生学の展開からは、生と死に関する権力ではなく生に関する権力が作動し始める様相の端緒が確実に見えてくるのである。

## 註

- (1) これは、このころ出されたジョン・ゴースト卿の『国家の子どもたち』のなかで述べられたほとんどの部分が子どもの身体に関するもの（例えば、乳児死亡率、学校での医学的検査、学齢期の子どもたち、十分に食べ物を得られない子どもたち、過度な労働をする子どもたち等）であったことにもあらわれている（John E. Gorst, *the Children of the Nation: How Their Health and Vigour Should be Promoted by the State*, New York, 1907）。当時イギリスでは「〈帝國的民族〉育成のための「治療と予防」をあらゆる社会「改革」を通じて行っていくことが急務とされ」ており、「すべての子ども」の保護を目的とする児童法（1908）もその一環であった。さらにこの時期は、あらゆる発達段階における「児童の諸局面を全体的に把握」しようとする時期であったとの指摘もなされている。（寺崎弘昭「イギリス1908年児童法とH. サミュエル——自由帝国主義と児童政策——」『東京大学教育学部紀要』第20巻、1981年、269-278頁）

- (2) Hugh Cunningham, *the Children of the Poor: Representations of Childhood since Seventeenth Century*, Blackwell, 1991. そのほか、次のような指摘もなされている。「幼い子どもたちは、18世紀と19世紀においては哲学的関心の対象であり、生得的な考え方や素質の存在・不在を明らかにし、人間性の特質が感覚組織に入ってくる感覚にどの程度由来するかを示す「決定的な実験」材料となる存在だった。しかし、19世紀後期と20世紀初期になると、進化という観点から新たな科学のまなざしが幼い子どもに注がれるようになった。幼い子どもたちを観察することによって、人間の進化の本質や、人間と動物を区別する特徴を明らかにすることができるかのように思われた。」(ニコラス・ローズ著、堀内進之介・神代健彦監訳『魂を統治する——私的な自己の形成』以文社、2016年、244頁)
- (3) Cunningham, *Ibid.*, pp.190-200. カニングガムの他に、ドウォークは、イギリスにおける子どもの栄養問題に対する医師たちの主張を分析し、衛生的なミルクの供給など「医学的根拠」に基づいた方法で子どもが育てられようとする過程を論じている (Deborah Dwork, *War is Good for Babies and Other Young Children*, Tavistock Publications, 1987)。
- (4) G.R. Searle, *Eugenics and Politics in Britain, 1900-1914*, Leyden, 1976, pp.92-96
- (5) Mathew Thomson, 'Disability, Psychiatry, and Eugenics', A. Bashford, P. Levine (ed), *the Oxford Handbook of the History of Eugenics*, Oxford University Press, 2010, pp.116-133. その他、大谷誠「世紀転換期イギリスにおける「精神薄弱者問題」——上流・中流階級と「公」的管理——」(川越修・鈴木晃仁編著『分別される生命——20世紀社会の医療戦略——』, 財団法人法政大学出版局, 2008年, 203-239頁) 等がある。また、宮崎の研究では、優生教育協会による断種法案の起草、そして議会での審議過程に焦点が当てられている (宮崎孝治「イギリスにおける優生学と精神薄弱者施策の展開」中村満紀男編著『優生学と障害者』明石書店, 2004年, 19-70頁)。ここでは、イギリスにおいて断種法が制定されなかったのは、断種に対する世論の一致が見られなかったことが一因であるとされている。
- (6) Pauline M. H. Mazumdar, *Eugenics, Human Genetics and Human Failings: the Eugenics Society, its Sources and its Critics in Britain*, Routledge, 1992. マズムダールによると、協会の初期の活動には、後述する『優生評論』の発行に加え、各地の学校に配布する「優生教育」についてのパンフレットの作成・アルコールが人種に及ぼす危害についてのレポートの作成 (これは内務大臣や議会に送られた)・1912年に開催された国際優生学会議の準備・断種法の提案 (立法化されずに終わる) 等があったことが明らかとなっている。
- (7) 藤川信夫編著『教育学における優生思想の展開——歴史と展望——』勉誠出版, 2008年。藤川らの研究では、国家による物理的暴力や強制を伴う「旧優生学」に対する「新優生学」なるものが指摘されている。「新優生学」は「個人の自由、個人の自己決定権や自立性を尊重するものと見なされ」、出生前診断や遺伝子治療がその具体例として挙げられている。その他、三成美保「戦後ドイツの生殖法制——「不妊の医療化」と女性身体の周縁化」(服藤早苗・三成美保編著『権力と身体』明石書店, 2011年, 161-183頁) 等。三成は、生命倫理学の中核は「自己決



定権」にあるとし、「自己決定権にもとづく限りであらゆるバイオテクノロジーが正当化され、「新優生学」が登場した」と指摘している。

- (8) Cunningham, *Op.Cit.*
- (9) Searle, *Op.Cit.*, p.10
- (10) 米本昌平・松原洋子・櫛島次郎・市野川容孝著『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社現代新書, 2000年, 26頁
- (11) Donald A. Mackenzie, *Statistics in Britain, 1865-1930: the Social Construction of Scientific Knowledge*, Edinburgh University Press, 1981, pp.22-23
- (12) Mazumdar, *Op.Cit.*, pp.9-10
- (13) “Rules of the Eugenics Education Society”, *First Annual Report*, the Eugenics Education Society, 1908, p.21
- (14) *the Eugenics Review*, vol.1, no.1, 1909
- (15) 1909年～1912年の『優生評論』をみると、そこには「結婚の選択」「親の年齢が子孫に及ぼす影響」「結婚の制限と国民の系図」といった題目の記事が掲載されている。米本によると、「第一次世界大戦が始まるまでは、明らかにイギリスが、優生学研究の中心であった（米本、前掲書, 28頁）」という。その象徴として、1912年にロンドンで開かれた第一回国際優生学会議が挙げられている。
- (16) Montague Crackanthorpe, “the Eugenic Field”, *the Eugenics Review*, vol.1, no.1, 1909, p.13
- (17) Francis Galton, “Foreword”, *the Eugenics Review*, vol.1, no.1, 1909, p.1
- (18) “Editorial and Other Notes”, *the Eugenics Review*, vol.1, no.1, 1909, p.4
- (19) *Ibid*, p.3
- (20) Kathleen Hodson, “the Eugenics Review, 1909-1968”, *the Eugenics Review*, vol.60, no.3, 1968, p.163
- (21) ダニエル・J・ケヴルズ著, 西俣総平訳『優生学の名のもとに——「人類改良」の悪夢の百年——』朝日新聞社, 1993年, 108-109頁
- (22) オックスフォード人名事典には次のように記載されている。「妊娠期間のケアや「人種への毒」と呼んだ性病・精神病・アルコールの撲滅への関心を遺伝に対する関心と結びつけたという点で、サリービーは他の優生学者と異なっていた。(中略) 科学を大衆化させた者としてではなく、当時流布していた保守的な通説と人口問題を切り離れた者として、サリービーは重要な役割を果たした。1910年にサリービーはフェビアン協会に加わり女性の解放を主張することとなるが、優生学と社会的・政治的發展の適合性に対する信念を主張することを決してやめなかった。そうすることで、彼は「改革派の優生学」の代表者となった。」(*Oxford Dictionary of National Biography*, pp.692-693)
- (23) Searle, *Op.Cit.*, pp.18-19. また、彼の著作をもとに、サリービーを「適者」の繁殖を目指す積極的優生学 (positive eugenics) と、「不適者」の根絶を目指す消極的優生学 (negative eugenics) の区別を試みた人物であるとする見方もある (貴堂嘉之「健康優良コンテスト狂想曲——革



新主義期の「科学」とアメリカ優生学運動」, 樋口映美・貴堂嘉之・日暮美奈子編『〈近代規範〉の社会史——都市・身体・国家』彩流社, 2013年, 137-138頁)。

- (24) “Origin and Work of the Society”, *First Annual Report*, the Eugenics Education Society, 1908, p.16
- (25) *Ibid.*, p.17
- (26) なお、そのほかの「障害」については、「誰も殺さないことを提案する」ものである優生学に対する誤解が生まれていることや、政治的なバイアスの存在等が指摘されている。「真の優生学者は、すべての政党や改革を歓迎する」と述べられている。(“Editorial and Other Notes”, *the Eugenics Review*, vol.1,no.1, 1909, pp.9-10)
- (27) C. W. Saleeby, “Psychology of Parenthood”, *the Eugenics Review*, vol.1, no.1, 1909, p.37
- (28) *Ibid.*, p.38
- (29) *Ibid.*, p.38
- (30) *Ibid.*, p.39
- (31) *Ibid.*, p.40
- (32) *Ibid.*, p.41
- (33) *Ibid.*, p.42
- (34) *Ibid.*, p.43
- (35) C. W. Saleeby, *Parenthood and Race Culture: An Outline of Eugenics*, Moffat, Yard and Company, 1909, p.158
- (36) *Ibid.*, p.376

**The Expansion of Eugenics and Parent Role in England in the early 20th century  
— Focusing on the Activities of the Eugenic Education Society —**

**Mai KUSANO**

This paper clarifies the process which the logic of parental roles was formed when eugenics was spreading in England in the early 20th century.

There was a decline in the “quality” of the people, such as a decline in the birth rate and physical weakness of children in England in the early 20th century. As the “deterioration of quality” of the people became a problem, the nation focused on children who would become citizens in the future. Along with this movement, “the Science of Childhood” occurred in England at that time, which tried to measure children and build systematic knowledge about childhood. Eugenics, which is the subject of this paper, is one of the “sciences” developed in England at the same time as “the Science of Childhood”. In England, the Eugenics Education Society was established in 1907, and was active in enlightenment movements and political activities. In this paper, I focused on the strategy of the Eugenics Education Society when eugenics began to develop in England, especially the logic when the society tried to convince the public about how to “well-bearing” and “well-raising”.

From the analysis of this paper, the following became clear. First, it became clear that the society aimed at “dissemination of eugenic knowledge,” “guidance,” and “establishment of parental responsibility.” Also, from the analysis of *the Eugenics Review*, it became clear that the society aimed to establish a sense of responsibility for parents by spreading eugenic knowledge about marriage and parents.

In England at the beginning of the 20th century, in the field of eugenics, it was said that the way parents should be, such as marriage and heredity, will determine the future of their children. In trying to justify the parental role for the child by “eugenic knowledge”, what was used was invisible and immeasurable, such as “parental instinct” and “experience.” The activities of the Eugenics Education Society not only aimed to expand eugenics, but also stipulated that it is the parents who influence the growth of children with the power of eugenics.